



# 会 則

---

- 第1条 (施設利用)  
株式会社松本スイミングセンター(以下会社という)が経営管理する、スポーツネットワークSAMの諸施設を会員として利用する方は、本会則に基づき会社と契約し、第4条に定める区分により会員にならなければなりません。
- 第2条 (会員資格)  
本施設の会員の資格は次の各号に該当する方とします。  
(1) 高校生以上の男女。ただしファミリー会員は中学生以上の方  
(2) 本施設の会員としてふさわしい、心身ともに健康な品位と社会的信用のある方  
(3) いれずみをしていない方
- 第3条 (会員の資格取得)  
会員になろうとする方は、所定の申込手続きを行い会社の承認を得るとともに、会社の定める会員資格金(入会金)および月会費等を納入してください。
- 第4条 (会員の種類)  
会員の種別(名称・月会費・利用時間等)は、松本・塩尻エリアと長野エリアで異なります。  
また、会員の種別は各種の要件により、適時変更する場合があります。各店舗にてご確認ください。  
2 会員期限はこれを定めません。但し、第11条による場合はこの限りではありません。
- 第5条 (会員証)  
会社は会員に対し、入会手続きの全てが終了の後、会員の種類に応じて会員証を交付します。
- 第6条 (入会金)  
入会金はいかなる場合も返還しません。
- 第7条 (月会費)  
会員には会員の種類により、別に定める月会費を銀行口座自動振替方式により会社に納入していただきます。  
ただし、入会月と翌月会費は現金で納入していただきます。  
月会費はいかなる場合も返還いたしません。
- 第8条 (休会または退会)  
都合により施設の利用ができない場合、会員は月単位により休会または退会することができます。  
2 休会または退会しようとする前月の20日までに所定の用紙により届け出るものとします。届出期日を過ぎた場合は認められません。  
3 休会中の月会費は別に定める休会費をいただきます。  
4 退会後6カ月以内での再入会はキャンペーン(入会特典付き)対象外といたします。
- 第9条 (除名等)  
会社は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができます。  
(1) 会費の支払いが3カ月以上滞納したとき(除名後も未納分は請求いたします)  
(2) 施設を故意に毀損したとき  
(3) 本会則その他会社の定める規則に違反したとき  
(4) 本施設または会社の名誉・信用を毀損し、また秩序を乱したとき  
(5) その他会員として品位を損なうと認められる非行があったとき
- 第10条 (会員資格の委譲および名義変更)  
本施設の会員資格は、これを委譲および担保等に供することはできません。ただし、所定の手続きにより会社の承諾を得て名義変更することができます。

第11条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- (1) 会員資格の名義変更
- (2) 退会
- (3) 除名
- (4) 死亡
- (5) 本施設の解散

第12条 (施設の利用)

会員は会員の種類または利用する施設により、所定の料金を支払って会社の所有する施設を利用することができます。ただしスクール、地域利用、特別行事等で使用する場合、施設の一部につき会員の利用を制限することがあります。

2 会員が本施設を利用する場合は、必ず会員証を係員に提示していただきます。

第13条 (他施設の利用)

会員は、下記の会社が所有する施設について、前条により利用することができます。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) スポーツネットワークSAM松本   | 松本市島内5304-1    |
| (2) スポーツネットワークSAM石芝   | 松本市石芝4-1-1     |
| (3) スポーツネットワークSAM塩尻   | 塩尻市広丘原新田9      |
| (4) スポーツネットワークSAM長野   | 長野市川中島町今井原11-5 |
| (5) スポーツネットワークSAM長野三輪 | 長野市三輪2-2-9     |

第14条 (ビジターの利用)

会社は施設の利用状況を判断して、会員以外の方にも施設を利用させることができます。

2 ビジターの利用料金、その他利用については別途細則で定めます。

第15条 (施設の閉鎖)

天災、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化、施設の修理改装、その他やむを得ない事由が発生した場合は、会社は施設の全部または一部を閉鎖することができます。

第16条 (責任事項)

本施設内で発生した盗難、紛失、負傷等の事故については一切責任を負いません。ただし、受付でお預かりした貴重品または明らかに本施設側に責任のある事故についてはこの限りではありません。

第17条 (細則)

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な細則は、別途会社がこれを定めます。

第18条 (改正)

本会則の改正、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力は全てにおよぶものとします。

制定日	平成元年 4月1日
改定日	平成12年12月20日
	平成14年 8月21日
	平成16年 5月20日
	平成17年 4月1日
	平成21年 6月20日
	平成24年 9月20日